

記
解決條件

- 一 本月二十三日迄ヲ後業負ノ給料ヲ精算スルコト
- 二 金一封トシテ六十五日ヲ出スコト
- 三 後業負ノ給料及金一封ハ本月二十三日午後一時

及申(通)報候也

第 2652
6. 6. 26

第 二 五 一 九 號

昭和六年六月二十日

警視總監

高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

東京毎日新聞販賣所(谷川)労働争議ニ関スル件(第報11卷生)

要旨

一 標記新聞店ハ販賣所長使役シテ、付隨販賣所長ハ六月十日午後東京シテ労働争議本部
ニ對シテ對抗中ナリ

標記労働争議ノ状況左記ノ通

記

一 労働争議ノ場所

府下本町大字四ツ木五九

發生 六・一八 解決
使用労働者 一〇
争議参加者 一〇
関係労働組合 人王協